

成長企業応援資金

(ア) 融資条件等

令和3年4月1日現在

融資対象者	県内で元に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むもの(国の経営力向上関連保証制度に対応) (2) 県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を営むもの(国の地域経済牽引事業関連保証制度に対応) (3) IoT, AI, ロボットなどを用いた先端技術を導入し、労働生産性、付加価値額又は売上高経常利益率の向上を図るとき (4) 省エネルギー対策又は再生可能エネルギーの導入によりコスト削減を図るとき																				
使途	運転資金・設備資金																				
融資限度額	1億5,000万円																				
利率	1年以内：年1.7%, 1年超3年以内：年1.9%, 3年超5年以内：年2.0% 5年超7年以内：年2.2%, 7年超10年以内：年2.3%, 10年超：変動金利																				
保証料率	○融資対象者(1) 年0.79%																				
	○融資対象者(2) 年0.64%																				
	○融資対象者(3), (4) ※(3)のうち、先端設備等導入関連保証の場合は年0.64% 保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位：%)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.58</td> <td>1.43</td> <td>1.23</td> <td>1.03</td> <td>0.83</td> <td>0.68</td> <td>0.48</td> <td>0.28</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率(年0.83%)となります。</p> <p>割引料率 担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合は、0.1%割引引きます。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13												
割引料率	①女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)、障害者雇用促進法に基づく認定(もにす認定)のいずれかを受けた場合、②かごしま「働き方改革」推進企業に登録された場合、③鹿児島県女性活躍推進会議の女性活躍推進宣言企業に登録され、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を行った場合は、0.1%割引引きます。 ※①に該当する場合は、「都道府県労働局長の認定通知書の写し」、②に該当する場合は「かごしま「働き方改革」推進企業の認定書の写し」、③に該当する場合は「鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の写しが必要です。																				
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置24月以内) 設備資金 15年以内(うち据置36月以内)																				
償還方法	毎月均等分割																				
申込先	各商工会議所又は各商工会(組合は、鹿児島県中小企業団体中央会)、取扱金融機関																				
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合 福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)																				
借入申込に必要な書類	◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇成長企業応援資金融資対象該当届出書(先端技術導入)(要領3号様式) ◇成長企業応援資金融資対象該当届出書(省エネ対策, 再生エネルギー導入)(要領4号様式) ◇計画認定書の写し(融資対象者(1), (2), (3)のうち先端設備導入計画の場合) ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類																				

○その他融資条件の詳細については、あらかじめお問い合わせください。

○連帯保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

(イ) 融資の流れ

